

中央社会保険医療協議会・薬価専門部会意見陳述資料  
消費税引上げに伴う薬価改定について

平成30年12月5日  
一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

# 消費税引上げに伴う薬価改定の医薬品流通への混乱回避

## 1. 消費税引上げに伴う薬価改定の医薬品流通への影響

2019年9月は、価格交渉の他、未妥結減算ルールや薬価調査への対応、薬価改定に伴うシステム改修などが集中する。

こうした状況の下、仮に、2019年10月に消費税引上げに伴う薬価改定を行うこととした場合、近年例のない年度途中の改定であり、価格交渉の難航、薬価改定前の返品・急配の増加、一部品目の駆け込み需要の発生、部分妥結の増加などが見込まれる。



消費税引上げに伴う薬価改定により、医薬品流通に支障を生ずることのないように国としても支援していただきたい。

## 2. 流通改善ガイドライン推進への影響

全ての流通当事者は、現在、国が主導する「流通改善ガイドライン」により、一次売差マイナス・医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉の是正、早期妥結の促進、単品単価契約の推進等の流通改善に積極的に取り組んでいる。

仮に、2019年10月に薬価改定を行うこととした場合には、こうした取組みに多大な影響を及ぼすことが見込まれる。



国が主導し、流通改善ガイドラインに逆行することのないようにしていただきたい。